

佐賀県告示第589号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成29年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 名称

岡本鳥獣保護区

2 区域

小城市小城町吉田祇園橋（須賀神社前）を起点とし、祇園川沿道から県道佐賀外環状線に通じて岡本玉龍寺御門前から市道岡本西分線を経て西分公民館前三叉路に至り、同所から西分溜池へ800メートル北へ進み西分溜池南側吉原山に至る山道を400メートル経て同市小城町北浦溜池東側管理道に至り、同管理道を南へ進み北浦溜池南側を経て県道小城富士線に至り、同県道を南へ進み祇園川橋を経て起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、祇園川が流れ、須賀神社付近は照葉樹林帯であって、山頂公園は桜が植栽され、シロハラ、ヒヨドリ、キクイダタキ等の野鳥が生息しており、地域住民の憩いの場として親しまれている。また、キジの放鳥も行われている。

そこで、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。